

二月八日（木曜日）

出席議員	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	欠席議員	十九	なし
のぐち	吉村	美紀	雄一郎	宮野	ほかり	依田	高山	石沢	千田	浅川	豪一	山田	宮本	田中	沢田	海津	宮崎	小林	なし	
けんたろう	美紀	雄一郎	ゆみこ	吉紀	かずひろ	のりゆき	恵美子	のぼる	ひろこ	伸一	香澄	けいじ	敦子	こうき	なし	なし	なし	なし	なし	
十八番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番	三十一番	三十二番	三十三番	三十四番	なし	なし	なし	なし	
たかしま	金子	市村	田中	名取	白石	松丸	岡崎	上田	品田	浅田	保雄	西村	高山	山本	関川	板倉	なし	なし	なし	
なおき	てるよし	やすとし	としかね	頭一	英行	昌史	義顕	ゆきこ	ひでこ	保雄	泰三	一仁	けさ子	美千代	なし	なし	なし	なし	なし	

- 日程第六 議案第五十号 令和五年度文京区一般会計補正予算
- 日程第七 議案第五十一号 令和五年度文京区国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第八 議案第五十二号 令和五年度文京区介護保険特別会計補正予算
- 日程第九 議案第五十三号 令和五年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第十 議案第六十三号 文京区手話言語条例
- 日程第十一 議案第六十四号 文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例
- 日程第十二 議案第六十五号 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第十三 議案第六十一号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第十四 議案第六十六号 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第十五 議案第六十七号 文京区立公園条例の一部を改正する条例
- 日程第十六 議案第六十八号 文京区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第十七 議案第六十九号 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 例
- 日程第十八 議案第七十号 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第十九 議案第五十四号 令和六年度文京区一般会計予算
- 日程第二十 議案第五十五号 令和六年度文京区国民健康保険特別会計予算
- 日程第二十一 議案第五十六号 令和六年度文京区介護保険特別会計予算
- 日程第二十二 議案第五十七号 令和六年度文京区後期高齢者医療特別会計予算
- 追加日程第二十三 議員提出議案第四号 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 追加日程第二十四 議員提出議案第五号 文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例

午後二時開議

○議長（白石英行） ただいまから、令和六年二月文京区議会定例議
会を開きます。

本件は、会議規則に基づき、議長において、
一 番 のぐち けんたろう 議員
三十三番 関川 けさ子 議員
を指名いたします。

○議長（白石英行） まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

○議長（白石英行） 次に、本定例議会の議会期間は、本日から三月二十一日までの四十三日間といたします。

○議長（白石英行） この際、書記より、諸般の報告をいたします。

〔議事調査主査朗読〕

二〇二三文総総第一三二二号

令和六年二月八日

文京区議長 白石英行様
文京区長 成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 一件 名 電線共同溝設置工事（区道第八七〇号）
- 二 決定年月日 令和五年十一月二十四日
- 三 変更事項 契約金額

変更後 金三億九千九百五十二万二千二百円
 変更前 金三億九千六百五十九万二千九百円

二〇二三文総総第一三二四号

令和六年二月八日

文京区議長 白石英行様
文京区長 成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の

規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 一件 名 文京区立駒本小学校増築校舍借上契約
- 二 決定年月日 令和五年十一月八日
- 三 変更事項 契約金額

変更後 金五億五十四万七千三百円
 変更前 金四億六千四百九十二万五百円

二〇二三文総総第一四四〇号

令和六年二月八日

文京区議長 白石英行様
文京区長 成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 一件 名 文京区立誠之小学校改築その他電気設備工事
- 二 決定年月日 令和五年十一月三十日
- 三 変更事項 契約金額

変更後 金六億二千三百七十五万八千円
 変更前 金六億一千百三十五万円

二〇二三文総総第一四四〇・二号
令和六年二月八日

文京区議会議員 白石英行様
文京区長 成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 一件 名 文京区立誠之小学校改築その他給排水衛生設備工事
- 二 決定年月日 令和五年十一月三十日
- 三 変更事項 契約金額
変更後 金五億三千二百五十二万九千円
変更前 金五億二千八百四十四万八千円

二〇二三文総総第一二六一号
令和六年二月八日

文京区議会議員 白石英行様
文京区長 成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について

このことについて、地方自治法第八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

和解及び損害賠償額の決定について

記

件名	決定年月日	和解の内容	損害賠償額	相手方
防災課所有 庁有車による 物損事故	令和五年十 一月十三日	区の被害者 に対する損 害賠償	五十五万七 千七百三十 三円	本件事故の被害 者

二〇二三文総総第一四八五号
令和六年二月八日

文京区議会議員 白石英行様
文京区長 成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について

このことについて、地方自治法第八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

和解及び損害賠償額の決定について

件名	和解の内容	決定年月日	損害賠償額及び相手方
軽自動車税の課税誤りに伴う損害賠償	軽自動車税に係る過徴収相当額としての相手方に対する損害賠償	令和六年一月十六日	別紙のとおり

〔別紙省略〕

二〇二三文総第一五四三号
令和六年二月八日

文京区長 成澤 廣 修

文京区議会議員 白石 英 行 様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について

このことについて、地方自治法第八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

和解及び損害賠償額の決定について

件名	決定年月日	和解の内容	損害賠償額	相手方
戸籍住民課窓口における印鑑欠損事故	令和六年一月九日	区の被害者に対する損害賠償	四千四百円	本件事故の被害者

二〇二三文教総第一四四五号
令和六年一月十八日

文京区教育委員会

文京区議会議員 白石 英 行 様

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告書について（提出）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十六条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を実施したので、同条第一項の規定により報告書を作成し、別紙のとおり提出します。

〔別紙省略〕

二〇二三文監第一一六号
令和五年十二月二十五日

文京区監査委員 渡部 敏 明

同 同 松本 理恵子
同 同 田中 利 周

文京区議会議員 白石 英 行 様

住民監査請求について（通知）

二〇二三文監第一〇七号により通知いたしました住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十二条に定める住民監査請求の要件を欠いているものと認められました。

このため、法第二百四十二条第五項に規定する監査を実施しないこととし、請求人宛てに通知したので通知します。

（参考） 請求人宛通知（写し）

二〇二三文監第一〇五号

令和五年十一月三十日

文京区監査委員

渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 田中 利周

文京区議会議長 白石 英行 様

令和五年度十月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和五年度十月分の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和五年十一月二十七日、二十八日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

二〇二三文監第一一四号

令和五年十二月二十五日

文京区監査委員

渡部 敏明

同 松本 理恵子

文京区議会議長

白石 英行 様

同 田中 利周

令和五年度十一月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和五年度十一月分の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和五年十二月二十一日、二十二日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

二〇二三文監第一二三号

令和六年一月三十日

文京区監査委員

渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 田中 利周

文京区議会議長

白石 英行 様

令和五年度十二月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和五年度十二月分の現金の出納及び保管状況
- 二 検査年月日 令和六年一月二十六日、二十九日
- 三 検査の結果
 - (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。
 - (2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

○議長（白石英行） 次に、区長から、令和六年の施政方針を述べたい旨の申出がありますので、これを許します。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 令和六年二月文京区議会定例議会において、六年度予算案を始め、関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、区議会並びに区民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

まずは、一月一日に発生した令和六年能登半島地震により、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々やその御遺族には謹んでお悔やみを申し上げます。被災地の一日も早い復旧と復興を心からお祈り申し上げます。

本区では、文京梅まつりなどで事業協力関係にある能登町からの支援要請を受け、速やかに被災地への支援を行うため、一月四日から先遣隊として職員派遣を行い、支援物資の提供を行いました。今後も、

被災地からの要請等に基づき、必要な支援を行ってまいります。

さて、コロナ禍以降、世の中は少子高齢化が進むとともに、デジタル化の進展や働き方の見直しなど、私たちの生活や社会における変化のスピードが激しくなっており、行政に求められる課題についても、これまで以上に複雑化・多様化してまいりました。

国は、昨年四月にこども家庭庁を創設するとともに、こども基本法を施行し、こども・子育て施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくこととしており、子どもを取り巻く環境整備が急速に進められています。

本区の将来人口推計においては、総人口は今後約十五年間増加傾向であり、人口構成の面では、生産年齢人口は十年後まで、年少人口は二十年後まで増加が続きますが、その後は減少に転じる一方、老年人口は増加が続くと見込んでおり、少子高齢化の進行は避けられない状況です。そのため、年少人口や生産年齢人口の増加に向けて、子育て支援施策の更なる充実に取り組みとともに、高齢者施策についても、これまで以上の取組が必要となります。

また、AI技術の進展は、これまでの常識を覆すようなものとなっています。とりわけ昨年大きな話題となった生成AIと言われる文章や画像の自動作成などの技術は、今後の区民生活や私たちの仕事の在り方等に大きな変化をもたらすものであり、このような最新技術を活用し、より豊かな暮らしにつなげていけるよう、区内外の様々な人々の経験や知恵を生かしていくことが必要と考えております。

現在の「文の京」総合戦略においては、この間に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、主要課題に新たに感染症対策を盛り込むなど、社会状況の変化を的確に捉えた見直しを行い、効果的かつ効果的な施策等を展開してまいりました。令和六年度からの四年間

を計画期間とする、次期「文の京」総合戦略においても、社会状況の変化に対応しつつ、主要課題の着実な解決に向け、戦略的な事業展開を図ることで、次代を担う子どもたちの健やかな成長や、区民の健康で安心な暮らしを支える環境を整備し、活力に満ちた文京区を実現してまいります。

初めに、令和六年度予算について申し上げます。

我が国の経済状況は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな景気回復が続くことが期待される一方、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクや、物価上昇の影響等に十分注意する必要があります。

区財政においては、特別区税収入の増加が続いているものの、ふるさと納税による税流出は拡大傾向にあり、また、老朽化等により、今後、多くの公共施設の改修・更新を計画的に行わなければならないことなどを踏まえると、決して楽観はできない状況にあります。

このような中、六年度の予算編成に当たっては、コロナ禍を経た新たな時代において、区民一人一人が輝く明るい未来に力強く踏み出すため、全ての世代を支える施策を積極的に展開するとともに、区民の利便性と行政サービスの向上を図るためのDXの推進や、バックキャストイングの考え方にに基づき、各施策を推進する予算を編成いたしました。また、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題等の解決に向けて、喫緊の課題に対応するための実効性の高い事業を重点施策として選定しております。

今後とも、限られた財源の中で、複雑化・多様化する行政課題に効率的かつ効果的に対応していくため、庁内の更なる連携強化を図るとともに、職員の柔軟な発想と創意工夫により仕事の質を高め、社会の変革に迅速に対応し、行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進め

てまいります。

次に、予算の具体的な内容について申し上げます。

初めに、子どもたちに輝く未来をつなぐための施策についてであります。

令和六年度は、区児童相談所となる施設が竣工し、令和七年四月の開設に向けた準備や手続が大詰めを迎えます。また、子どもの最善の利益を守るため、（仮称）子どもの権利擁護に関する条例の制定に向けて検討を進めてまいります。引き続き、誰もが安心して子育てができるとともに、子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるよう、子育て支援の更なる充実や、質の高い保育・教育環境の整備に取り組んでまいります。

まず、子育て支援については、在宅子育て家庭の保護者の育児負担の軽減や子どもの発達を促すとともに、定員に満たない施設の安定的な運営を図るため、保育所等を利用していない二歳児クラスまでの子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず定期的に預かる事業を行う保育所、幼稚園等に対し、運営に係る経費の補助を行ってまいります。あわせて、利用者のうち生活保護受給世帯や区市町村住民税非課税世帯等に対し、利用料の補助を行ってまいります。

また、子どもを持つことを希望する方に対し、妊活や不妊に関する正しい情報を提供し、不安や悩みに寄り添うため、不妊症看護認定看護師や臨床心理士等の専門職によるオンライン等での個別相談事業を実施してまいります。

次に、教育施策については、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実及び幼児・児童・生徒の多様化への対応が求められていることから、子どもの学び支援事業として、ICT支援員や日本語指導員、バリアフリーパートナー等の各種人的配置を充実させてまいります。

さらに、小学校・中学校に在籍する児童・生徒について、児童等を取り巻く環境に応じて、福祉の窓口につなぐなどの福祉的な支援ができるよう、スクールソーシャルワーカーを全校配置するための体制を構築いたします。加えて、不登校や登校しぶりの児童・生徒への支援体制を強化するため、校内の別室において児童・生徒に対応する指導員の配置を拡充いたします。

また、子どもたちに、戦争の惨禍と世界平和の大切さへの理解を深めてもらうため、区立中学校の代表生徒を沖縄へ派遣し、平和関連施設の訪問や体験学習等を行ってまいります。

加えて、モデル事業として、区立中学校二校に、地域のスポーツ団体による部活動指導を導入し、部活動地域連携・地域移行に係る検討会議において、今後の部活動の地域移行等の在り方を検討してまいります。

このほか、昨年九月から実施している区立小・中学校の学校給食の無償化を継続するとともに、無償化の対象外となる国立、私立小・中学校等に通う児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、給食食材費相当額を給付してまいります。

育成室については、育成室待機児童解消加速化プランの下、民間賃貸物件を活用した整備や都型学童クラブの誘致促進により、早期の待機児童解消を目指すとともに、児童館機能や放課後全児童向け事業の拡充を図ることで、待機児童の家庭をサポートしてまいります。

また、安全・安心な教育環境の確保に向けて、誠之小学校、明化小学校及び柳町小学校等の改築を進めるとともに、小日向台町小学校及び千駄木小学校について、設計等改築に向けた準備を進めてまいります。さらに、学校施設の快適性が向上するよう、スピード感を持って小・中学校の特別教室の改修に取り組んでまいります。

二点目は、健康で安心な生活基盤の整備についてであります。

次期地域福祉保健計画に基づき、複雑化・複合化した課題や制度のはざまにあるニーズにも対応できるよう、本区における地域包括ケアシステムに重層的支援体制整備事業を取り入れ、区民一人一人が生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域共生社会の実現を目指してまいります。また、誰もが心身共に健康で自立した生活を送ることができるよう、区民の主体的な健康づくりの推進を図ってまいります。

まず、高齢者福祉については、介護人材の更なる確保・定着を図るため、区内の介護サービス事業所に勤務し、介護保険サービス計画を作成している介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の更新等に係る研修費用の助成を始めるなど、内容の充実を図ってまいります。

また、介護を必要とする高齢者への支援を拡充するため、小日向二丁目国有地において、国と定期借地権設定契約を締結して特別養護老人ホーム等を整備・運営する民間事業者に対し、施設整備費補助金を交付することにより、施設の整備を推進してまいります。あわせて、経年により老朽化が進む旧区立特別養護老人ホームについて、順次大規模改修を進めてまいります。

そのほか、地域の高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進及び多世代交流の促進を図るため、長寿ふれあい食堂の活動への補助を行うてまいります。

障害者（児）施策については、障害者（児）が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームや通所施設等に係る施設整備費及び開所費用に対する補助を拡充するとともに、民間建物を活用した区立放課後等デイサービス事業所や公有地等を活用した障害者施設の整備を促進してまいります。

次に、健康づくりについては、HPVワクチンの接種を希望する男子の保護者の経済的負担を軽減するため、任意予防接種の費用を助成するとともに、様々な合併症の頻度も高いおたふく風邪について、ワクチン接種における接種費用助成回数を二回に拡充してまいります。また、引き続き、がん患者のアピランスケアや、がんに関する正しい知識の普及啓発と検診受診率の向上等、区民の健康づくりに寄与する取組を進めてまいります。

さらに、区民の健康の保持増進のため、引き続き、適切な食習慣の改善や運動習慣の定着など、健康的な生活習慣の必要性を周知してまいります。

三点目は、活力と魅力あふれるまちの創造についてであります。

依然として、物価高騰や、国際情勢など複合的な要因による経済変動の影響は非常に大きく、これまでの支援を継続的に行うだけでなく、社会情勢の変化に対応しながら、機動的に支援策を打ち出していくことが重要であると考えております。コロナ禍を経た新たな時代においても、産業の振興や地域経済の活性化が図られるよう、引き続き、区内中小企業や商店街の支援に取り組みとともに、地域に活気やにぎわいを与える文化・観光施策を推進してまいります。

まず、経済対策については、区内における多様な創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、区内スタートアップの創出に向けて、家賃補助や中小企業診断士による経営相談等の支援を行ってまいります。また、商店支援については、次の世代の若手人材を発掘し、区商店街連合会や地元商店会の担い手を育成するため、商店街若手人材育成事業を実施するとともに、地域活動・商店会活動の更なる活性化を図ることを目的とし、発信力の高い区内商店のファンを文京アンバサダーに任命し、商店会の魅力の発信等を行ってまいります。

あわせて、区内商店の利用を促すとともに、環境に配慮した経済活動を促進するため、食品ロスの削減や、脱プラスチック、省エネルギー化等のサステナブルな取組を進める区内店舗を対象に、値引きなどの消費者還元サービスに加え、環境に配慮した取組に係る費用等の補助を行ってまいります。

このほか、区内伝統工芸の魅力発信を強化するとともに、伝統工芸品の販売を促進し、伝統工芸の産業としての発展と技能の継承を図るため、体験イベントの拡充や、伝統工芸及び技能名匠者を紹介するウェブサイトの開設を行ってまいります。

次に、文化・観光施策については、小倉百人一首や競技かるたの魅力を区内外に発信するため、小倉百人一首及び競技かるたを題材とした作品の展示や、体験コーナーなどの事業を行ってまいります。

また、コロナ禍で減少したインバウンド需要の喚起に向け、ナイトライフ観光モデルコースの作成や特設サイトの開設等による施設等のPR、展望ラウンジの観光拠点化等を実施いたします。

さらに、日本・トルコ外交関係樹立百周年及び文京区・ベイオウル区友好都市提携十周年を迎えることから、令和六年度から七年度にかけて様々な記念事業を実施し、提携都市の認知度向上と区民の国際理解の定着を図ってまいります。

四点目は、文化的で豊かな共生社会の実現についてであります。多様性に富んだ共生社会において、誰もが個性や能力を十分に発揮でき、暮らしの中に安心と豊かさを感じることができるよう、主体的な地域活動や文化的な学びの場、スポーツを楽しむ機会などを通じて、様々な施策を推進してまいります。

まず、地域コミュニティの活性化については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止・縮小していた地域活動の再開を促進するため、

地域コミュニティ事業の再開等に対する補助を継続するとともに、町会等が様々な地域活動団体と連携して実施する事業に対し、追加補助を行うことで町会活動の担い手不足の解消を図ってまいります。

さらに、スポーツについては、Bunkyo Sports Park二〇二四として、パリ二〇二四オリンピック・パラリンピック競技大会関連種目のデモンストラーション等によるステージイベントや、各種関係団体との協働によるパラスポーツやアーバンスポーツ、デジタル技術を活用した競技体験を実施いたします。このことにより、スポーツに対する気運を高め、広く区民のスポーツ振興を図るとともに、インクルーシブスポーツへの理解を深め、スポーツを通じたSDGsを推進してまいります。

加えて、小石川運動場において、人工芝の張り替え及び照明のLED化に向けた設計を進め、スポーツ活動を支える環境を整備してまいります。

また、図書館においては、学びの拠点向上プロジェクトに着手し、ICタグを利用した貸出しのセルフ化の準備や区民等が多様な学習活動を行うことができる空間づくり等を進め、図書館利用者の利便性向上や地域の身近な学びの拠点としての機能向上を図ってまいります。

五項目は、環境の保全と快適で安全なまちづくりについてであります。

深刻化する猛暑や豪雨等の気候変動に対処し、将来にわたって経済・社会の持続可能な発展を図るため、国際的な枠組みで取り組んでいる地球温暖化対策に区としても積極的に取り組んでまいります。また、この間の災害対策基本法の改正や都における被害想定の見直し等、社会状況の変化により顕在化した課題にも対応するため、地域防災計画を修正し、切迫する首都直下地震等の災害に備えた対策の充実・強化を図ってまいります。

化を図ってまいります。

まず、環境保全については、二〇五〇年までに、二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを実現するために、区民や事業者等に対して、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に効果的な機器等の設置費用助成の拡充による利用促進を行うとともに、区内の大学や企業など様々な主体と連携することで、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

また、循環型社会の形成については、令和七年度から予定している区内全域でのプラスチック分別回収事業の実施に向け、区民の理解促進のため、周知・啓発を行ってまいります。

このほか、アスベストによる健康被害を防止するため、区内でアスベストが使用されている建物等の所有者に対し、アスベストの調査費及び除去工事費に対する助成を行ってまいります。

次に、災害対策については、在宅避難の更なる推進を図るため、防災アドバイザー派遣事業に、在宅避難の訓練メニューを新たに追加するなど、効果的な啓発に取り組み、各家庭の安全性の向上や備蓄の確保等につなげてまいります。加えて、区民一人一人が在宅避難の重要性を認識し、各家庭の状況に合った災害への備えをより具体的にイメージできるように、VRコンテンツを作成し、ホームページでの公開や様々な訓練等において広く活用することで、周知啓発に取り組んでまいります。

さらに、緊急時における救命率向上のため、中高層共同住宅の管理組合等が、マンション居住者以外の方でも二十四時間使用可能な場所にAEDを設置する場合に、その導入費用等を助成してまいります。

また、災害に強いまちづくりの実現に向けて、更なる耐震化率の向上を図るため、耐震化促進事業の助成対象に二〇〇〇年基準を満たさ

ない木造建築物を追加するとともに、一般緊急輸送道路や緊急道路障害物除去路線の沿道建築物への助成を行うなど、助成制度を拡充するほか、引き続き、緊急輸送道路から避難所等までを結ぶ短区間の緊急道路障害物除去路線において、無電柱化整備に取り組んでまいります。次に、良好な住環境の整備については、公園再整備基本計画に基づき、大塚仲町公園等の設計や切通公園等の再整備工事を行うなど、地域主体の区民参画により、計画的な再整備を推進してまいります。

最後に、持続可能な行財政運営について申し上げます。

国におけるデジタル化社会の実現に向けた動きが加速する中、引き続き、本区における自治体DXを一層推進するために、文京区職員DX推進行動指針の下、行政手続のオンライン化や業務改革に取り組む文京区DX推進プロジェクトを実施してまいります。その一環として、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア多機能端末機における証明書交付に、新たに戸籍証明を追加するほか、区民等からの問合せに対し、あらかじめ登録した回答情報を提示するAIチャットボットを導入し、二十四時間三百六十五日、いつでも問合せができる環境を整備してまいります。

今後とも、デジタル技術を活用した業務改革に取り組むとともに、区民サービスの更なる向上を図ってまいります。

次に、公有地の活用については、旧元町小学校及び元町公園の屋外空間を生かしつつ、歴史性や防災性、公共性に配慮した保全・有効活用を図られるよう、令和七年度の開設に向けて旧元町小学校と元町公園の整備等を進めてまいります。

また、清掃事務所や認定こども園を併設する、後楽一丁目の小石川地方合同庁舎については、国が工事を進めており、引き続き、令和七年度の合同庁舎開設に向け、国と連携しながら、本計画を進めてまい

ります。

さらに、旧大塚地域活動センター跡地については、区内二か所目となる青少年プラザと育成室の併設、旧アカデミー向丘跡地については、障害者福祉施設の設置に向けた検討を進めてまいります。

また、ふるさと納税制度については、これまで、制度自体の在り方について抜本的な見直しを行うよう、国に求めてまいりましたが、本区において、来年度は四十億円以上の特別区民税の減収が見込まれており、看過できない状況となっております。こうしたことから、昨年より区内の大学や企業等の協力の下、新たな返礼品の提供を開始しており、魅力ある地域資源の活用や区内事業者等の協力を得ながら、更に返礼品の拡充を進め、地域や区内産業の魅力を発信してまいります。今後とも、多様な行政需要を的確に捉え、様々な手法を活用して、持続可能な都市を形成するための取組を推進してまいります。

現行の「文の京」総合戦略は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の期間と重なり、区政課題の解決に向けた事業の中止や縮小を余儀なくされるなど、事業の進捗に大きな影響を受けました。

一方で、感染症の感染拡大は、新たな価値観や手法の定着など、様々な社会変革を生み出し、区としても、デジタル化の加速等の進展が見られた分野もありました。

令和六年度を初年度とする次期「文の京」総合戦略では、これまでの経験を踏まえ、より一層、スピード感を持って各施策を推進するとともに、中長期的な展望の下、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に向け、たゆまぬ努力を続けてまいります。

私は、基本構想に掲げる将来都市像である、歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」の実現に向けて、全ての区民の

皆様から「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と思っていただけのように、その責務を果たし、全力で区政運営に取り組み、ここにお誓い申し上げます。

結びに当たり、区議会を始め、区民の皆様の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、令和六年の施政方針といたします。
御清聴ありがとうございます。

○議長（白石英行） 次に、日程の追加について申し上げます。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十三 議員提出議案第四号 文京区国民健康保険条例の一部

を改正する条例

追加日程第二十四 議員提出議案第五号 文京区後期高齢者の医療費の助

成に関する条例

○議長（白石英行） 以上二件を本日の日程に追加いたします。

○議長（白石英行） これより、日程に入ります。

この際、日程の順序を変更し、追加日程第二十三及び第二十四の二件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十三 議員提出議案第四号 文京区国民健康保険条例の一部

を改正する条例

追加日程第二十四 議員提出議案第五号 文京区後期高齢者の医療費の助

成に関する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔板倉美千代議員「議長、三十四番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 三十四番板倉美千代議員。

〔板倉美千代議員登壇〕

○板倉美千代議員 ただいま上程されました議員提出議案第四号、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例は、石沢のりゆき、千田恵美子、小林れい子、金子てるよしの各議員、そして私、板倉美千代により提案いたします。提案者を代表いたしましたして、提案理由を申し上げます。

本条例は、子に係る保険料の被保険者均等割額を免除し、子育て世帯の経済的負担を軽減するためのものです。

施行期日は、令和六年四月一日といたします。

同じく議員提出議案第五号、文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例は、石沢のりゆき、千田恵美子、小林れい子、金子てるよしの各議員、そして私、板倉美千代により提案いたします。提案者を代表いたしましたして、提案理由を申し上げます。

本条例は、後期高齢者、特に住民税非課税者の医療費の負担軽減を図るためのものです。

施行期日は、令和六年四月一日といたします。

以上提案いたしました議員提出議案第四号並びに第五号につきまして、よろしく御審議の上、いずれも御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議員提出議案第四号及び第五号の二件は、厚生委員会に付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第四号及び第五号の二件は、厚生委員会に付託することに決しました。

○議長（白石英行） 次に、日程第一から第九までの九件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第一 議案第五十八号 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第二 議案第五十九号 文京区職員定数条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第六十号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第六十一号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第六十二号 文京区事務手数料条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第五十号 令和五年度文京区一般会計補正予算
日程第七 議案第五十一号 令和五年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

日程第八 議案第五十二号 令和五年度文京区介護保険特別会計補正予算

日程第九 議案第五十三号 令和五年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案五十八号から第六十二号まで及び第五十号から第五十三号までの九議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第五十八号は、文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、報酬の額を改定するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和六年四月一日でございます。

議案第五十九号は、文京区職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

ございます。

本案は、職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案するものでございます。

施行期日は、令和六年四月一日でございます。

議案第六十号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、特殊勤務手当の支給範囲及び額を改めるほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和六年四月一日でございます。

議案第六十一号は、公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法

律の規定に基づき、職員を派遣することができる団体を追加するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和六年四月一日でございます。

議案第六十二号は、文京区事務手数料条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、戸籍法の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を追加するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和六年三月一日でございます。

議案第五十号は、令和五年度文京区一般会計補正予算で、総額三十九億三千三十七千円を更正する、本年度第七回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概略を御説明申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

実績見込みにより、特別区税、特別区交付金、繰越金等を追加するとともに、国庫支出金、繰入金、諸収入等の更正を行っております。

次に、歳出について申し上げます。

まず、事業費は、商店街振興対策事業、障害福祉サービス費、子ども医療費助成、児童の保育委託等を追加するほか、読み仮名法制化対応経費、感染症予防・医療対策費、感染症発生時積極的疫学調査、新型コロナウイルスワクチン接種等の更正を行っております。

そのほか、実績見込み等による経費の追加又は更正を行うとともに、今後の財政需要に備え、財政調整基金へ積立てを行うものでございます。

また、給与関係経費では、退職手当の実績見込み等による追加及び現員現給差による職員給与費の更正を行うものでございます。

以上により、一般会計の総額は、一千二百二十六億二千四百九十六万九千円となります。

次に、予算総則第二条は繰越明許費で、戸籍事務等について、事業に要する経費を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、予算総則第三条は、債務負担行為の補正でございます。

旧元町小学校保全施設整備工事等について、限度額を変更いたします。

また、（仮称）小石川地方合同庁舎工事負担金等について、期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、議案第五十一号は、令和五年度文京区国民健康保険特別会計補正予算で、総額一億八千六百万円を更正する、本年度第三回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概略を御説明申し上げます。

歳入につきましては、都支出金、繰入金等を追加するほか、国民健康保険料を更正するものでございます。

また、歳出は、保険給付費を追加するほか、国民健康保険事業費納付金等を更正するものでございます。

これにより、国民健康保険特別会計の総額は、二百八億四千五百五十四万五千円となります。

次に、議案第五十二号は、令和五年度文京区介護保険特別会計補正予算で、総額二億八千二百九十三万八千円を更正する、本年度第二回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概略を御説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料等を追加するほか、支払基金交付金、

繰入金等の更正を行う場合がございます。

歳出は、基金積立金等を追加するほか、保険給付費等の更正を行うものでございます。

これにより、介護保険特別会計の総額は、百七十二億四千三百四十九万一千円となります。

次に、議案第五十三号は、令和五年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算で、総額一億五百八十三万二千円を追加する、本年度第二回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概略を御説明申し上げます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料等を追加するほか、諸収入を更正するものでございます。

歳出は、広域連合納付金等を追加するほか、保険給付費を更正するものでございます。

これにより、後期高齢者医療特別会計の総額は、六十一億二千九百六十二万四千円となります。

以上御説明申し上げました九議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

なお、議案第六十号及び第六十一号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。書記より朗読いたします。

〔議事調査主査朗読〕

五特人委給第五五六号

令和六年一月十七日

特別区人事委員会委員長 中山弘子

文京区議会議長 白石英行 様

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（回答）

令和六年一月十五日付二〇二三文議第一一八号により意見聴取のあった下記条例案については、異議ありません。

記

一 議案六十号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

二 議案六十一号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議案第五十八号から第六十二号まで及び第五十号から第五十三号までの九件は、総務区民委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議案第五十八号から第六十二号まで及び第五十号から第五十三号までの九件は、総務区民委員会に付託することに決しました。

○議長（白石英行） 次に、日程第十から第十三までの四件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十 議案第六十三号 文京区手話言語条例

日程第十一 議案第六十四号 文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例

日程第十二 議案第六十五号 文京区保健衛生事務手数料条例の一部

を改正する条例の一部を改正する条例
 日程第十三 議案第七十一号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の
 変更に関する協議について

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第六十三号から第六十五号まで及び第七十一号の四議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第六十三号は、文京区手話言語条例で、新規制定でございます。本案は、文京区における手話言語に関する基本理念その他基本的事項を定めるため、提案するものでございます。

施行期日は、令和六年四月一日でございます。

議案第六十四号は、文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例で、新規制定でございます。

本案は、文京区における障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する基本理念その他基本的事項を定めるため、提案するものでございます。

施行期日は、令和六年四月一日でございます。

議案第六十五号は、文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、手数料に係る特例の適用期限を延長するため、提案するも

のでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第七十一号は、事件案で、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてでございます。

本案は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、規約の一部を変更する必要があるもので、提案するものでございます。

変更期日は、令和六年四月一日でございます。

以上御説明申し上げました四議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議案第六十三号から第六十五号まで及び第七十一号の四件は、厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議案第六十三号から第六十五号まで及び第七十一号の四件は、厚生委員会に付託することに決しました。

○議長（白石英行） 次に、日程第十四及び第十五の二件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十四 議案第六十六号 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

日程第十五 議案第六十七号 文京区立公園条例の一部を改正する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第六十六号及び

第六十七号の二議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第六十六号は、文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、本駒込A自転車駐車場に一時利用制自転車駐車場を、春日自転車駐車場に定期利用制自転車駐車場を新設するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和六年六月一日でございます。

議案第六十七号は、文京区立公園条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、区長が区立肥後細川庭園の管理を行うこととするほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和六年四月一日でございます。

以上御説明申し上げました二議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議案第六十六号及び第六十七号の二件は、建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議案第六十六

号及び第六十七号の二件は、建設委員会に付託することに決しました。

○議長（白石英行） 次に、日程第十六から第十八までの三件を一括

して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十六 議案第六十八号 文京区子ども・子育て会議条例の一部

を改正する条例

日程第十七 議案第六十九号 文京区特定教育・保育施設及び特定地

域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第十八 議案第七十号 文京区放課後児童健全育成事業の設備

及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第六十八号から第七十号までの三議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第六十八号は、文京区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、文京区子ども・子育て会議の委員の定数を改めるため、提

案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第六十九号は、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和六年四月一日等でございます。

議案第七十号は、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和六年四月一日でございます。

以上御説明申し上げました三議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議案第六十八号から第七十号までの三件は、文教委員会に付託したと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議案第六十八号から第七十号までの三件は、文教委員会に付託することに決しました。

この際、議案第六十二号の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

総務区民委員会委員の方々は、第一委員会室に御参集ください。

午後二時五十六分休憩

午後三時三十九分再開

○議長（白石英行） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

この際、総務区民委員会から議案第六十二号について、議案審査報告書が提出されましたので、本日の日程に追加いたします。

議案第六十二号、文京区事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、三十一番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 総務区民委員会委員長高山泰三議員。

〔総務区民委員会委員長高山泰三議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（高山泰三） ただいま議題となりました議案第六十二号につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第六十二号は、文京区事務手数料条例の一部を改正する条例です。

本案は、戸籍法の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を追加するほか、規定を整備するものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第六十二号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第六十二号につきまして、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、総務区民委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（白石英行） 以上をもって総務区民委員会委員長の報告は終りました。

議案第六十二号につきましては、起立により採決いたします。
なお、この議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。
議案第六十二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 起立多数と認めます。よって、議案第六十二号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（白石英行） 次に、日程第十九から第二十二までの四件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十九 議案第五十四号 令和六年度文京区一般会計予算

日程第二十 議案第五十五号 令和六年度文京区国民健康保険特別会計予算

日程第二十一 議案第五十六号 令和六年度文京区介護保険特別会計予算

日程第二十二 議案第五十七号 令和六年度文京区後期高齢者医療特別会計予算

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 佐藤正子副区長。
〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました令和六年度各会計予算について御説明申し上げます。

令和六年度予算は、コロナ禍を経た新たな時代において、区民一人一人が輝く明るい未来に力強く踏み出すため、全ての世代を支える施策を積極的に展開するとともに、区民の利便性と行政サービスの向上を図るDXの推進や、バックキャストイングの考え方に基づき、「文京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に向けた事業等、各施策を推進する予算を編成いたしました。

その結果、令和六年度当初予算の規模は、一般会計で一千二百七十五億二千八百万円となり、前年度当初予算と比較して百十三億二千万円、九・七％の増となっております。

国民健康保険特別会計は二百一十一億九千万円で、九億五千万円、四・七％の増、介護保険特別会計は百七十八億九千六百万円で、七億一千四百万円、四・二％の増、後期高齢者医療特別会計は六十一億七千五百万円で、二億八千六百万円、四・九％の増となっております。

これら一般会計及び三特別会計を合わせた総予算規模は、一千七百二十七億九千万円となり、前年度当初予算と比較して百三十二億七千万円、八・三％の増となります。

それでは、議案第五十四号、令和六年度文京区一般会計予算について、その内容の概略を御説明申し上げます。

まず、予算総則第一条は、歳入歳出予算で、総額は一千二百七十五億二千八百万円でございます。

初めに、歳入について申し上げます。

特別区税は、課税所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増加等により、前年度に比べ二・四％増の三百九十五億五千万円を計上いたしました。

特別区交付金は、普通交付金の増収が見込まれることから、前年度に比べ〇・九％増の二百三十億円を計上いたしました。

財政調整基金繰入金は、歳入の不足額を補填するため、八十六億一千四百万円を計上いたしました。

その他の歳入については、国庫支出金等、計上可能な額を見込みました。

次に、歳出について主な事業を申し上げます。

未就園児の定期的な預かり事業一億九百五十二万円、育成室待機児童解消加速化プラン五億三千二百三十三万円、障害者（児）施設整備促進事業一億四千五百七十九万円、おたふくかぜワクチン助成制度の拡充一千九十三万円、文京ソコヂカラ できることからサステナブルに がんばるお店応援キャンペーン二億二千八百六十二万円、文京区・ベイオウル区友好都市提携十周年記念事業六百六十八万円、町会・自治会における地域コミュニティ活性化支援補助事業四千六百三十四万円、Bunkyo Sports Park二〇二四スポーツで考えるSDGs 二千八百八十三万円、防災アドバイザー派遣事業（在宅避難（自宅防災）訓練・九百十九万円、新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成事業の拡充四千五百二十九万円、文京区DX推進プロジェクト六千一十一万円、学校給食費支援事業九億六千五百五十七万円、誠之小学校ほか四校の改築二十二億二千五十三万円、特別養護老人ホームの整備等九千四百四十三万円、新たな中高生施設の建設九百六十万円などの経費を計上いたしました。

歳入歳出予算の概要は、以上のとおりでございます。

次に、予算総則第二条は、債務負担行為で、シビックセンター二十五階・二十六階改修工事を始め二十四事業について、期間及び限度額を定めるものとございます。

予算総則第三条は、特別区債で、総額四十五億円、認定こども園湯島幼稚園整備を始め十事業について、起債限度額等を定めるものとございます。

予算総則第四条は、一時借入金で、借入れの最高額を二十億円と定めるものとございます。

予算総則第五条は、歳出予算の流用で、給与関係経費の流用について定めるものとございます。

以上が、令和六年度文京区一般会計予算の説明でございます。

続きまして、議案第五十五号、令和六年度文京区国民健康保険特別会計予算でございます。

予算総則第一条は、歳入歳出予算で、総額は二百一億九千万円でございます。

予算総則第二条は、一時借入金で、借入れの最高額を六億円と定めるものとございます。

予算総則第三条は、歳出予算の流用で、保険給付費の流用について定めるものとございます。

次に、議案第五十六号、令和六年度文京区介護保険特別会計予算でございます。

予算総則第一条は、歳入歳出予算で、総額は百七十八億九千六百万円でございます。

予算総則第二条は、歳出予算の流用で、保険給付費等の流用について定めるものとございます。

次に、議案第五十七号、令和六年度文京区後期高齢者医療特別会計

予算でございます。

予算総則第一条は、歳入歳出予算で、総額は六十一億七千五百万円でございます。

以上で、一般会計及び三特別会計の予算案についての説明を終わります。

よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議案第五十四号から第五十七号までの四件は、議長指名による十八人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議案第五十四号から第五十七号までの四件は、議長指名による十八人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

議長より御指名申し上げます委員の方々を、書記より報告いたします。

〔議事調査主査朗読〕

一 番	のぐち	けんたろう	議員
二 番	吉村	美紀	議員
三 番	ほかり	吉紀	議員
四 番	依田	翼	議員
五 番	千田	恵美子	議員
六 番	豪一		議員

十二番 山田 ひろこ 議員

十三番 宮本 伸一 議員

十四番 沢田 けいじ 議員

十五番 宮崎 こうき 議員

十六番 金子 てるよし 議員

十七番 田中 としかね 議員

十八番 岡崎 義顕 議員

十九番 上田 ゆきこ 議員

二十番 浅田 保雄 議員

二十一番 西村 修 議員

二十二番 山本 一仁 議員

二十三番 板倉 美千代 議員

○議長（白石英行） 以上御報告申し上げたとおりであります。

ただいま御指名申し上げた委員の方々には、正副委員長及び理事の互選をお願いしたいと思いますので、本会議終了後、第一委員会室に御参集願います。

○議長（白石英行） 次に、請願の付託について申し上げます。

受理いたしました請願十三件は、請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（白石英行） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、二月十三日午後二時から開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

議	議	議
員	員	長
関	の	白
川	ぐ	石
	ち	
け	けん	英
さ	た	
子	ろ	行
	う	